

新電子帳簿保存法の概要

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿
書類の保存方法等の特例に関する法律

デジタルトランスフォーメーションへの対応

税理士 松崎 啓介

本日のアジェンダ

1. 国税関係帳簿書類の電子保存制度の概要
2. 電子帳簿等保存制度
3. スキャナ保存制度
4. 電子取引に係るデータ保存制度
5. スキャナ保存・電子取引に係るデータ保存制度の適正な保存を担保するための措置

1. 国税関係帳簿書類の電子保存制度の概要

令和3年度改正での電帳法抜本的見直しの背景

感染症対応でわが国のデジタル化の遅れ等
様々な課題が浮き彫りに。

社会全体のDXを強かに推進する必要。
大胆な税務手続のデジタル化を推進。

電帳法を抜本的に見直し、経理の電子化に
よる生産性向上、テレワーク推進等を図る。

当面の規制改革の実施事項（抜粋①）
第2回 規制改革推進会議 議長・座長会合(令和2年12月21日)

(2) 民間の手続の書面・押印・対面の見直し

ア 電子帳簿等保存制度の見直し 【次期通常国会に法案提出】

財務省は、電子帳簿保存法（平成10年法律第25号）に基づく帳簿書類の電子保存につき、特に中小企業・個人事業者における需要の高まりも踏まえ、領収書等の原本に代えてスキャナ画像を保存できる制度の利用に当たり税務署長の事前承認を不要とし、領収書等受領後の自署要件の廃止、領収書等スキャン後の廃棄可能化、タイムスタンプの付与の期限を概ね3営業日から2月以内に拡大するなど要件の大幅な緩和を行う。

イ 領収書の電子化に向けた見直し 【次期通常国会に法案提出】

法務省は、民法（明治29年法律第89号）第486条において交付請求を可能としている弁済に係る受取証書について、電磁的記録の提供の請求を可能とするよう改正措置を講じる。

（参考）民法486条 弁済をする者は、弁済と引換えに、弁済を受領する者に対して受取証書の交付を請求することができる。

電子帳簿保存法の体系

電子帳簿等保存制度[帳簿](任意選択)

- 自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成

電子帳簿等保存制度[書類](任意選択)

- 自己が一貫して電子計算機を使用して作成

スキャナ保存制度(任意選択)

- 国税関係書類に記載されている事項をスキャナにより記録

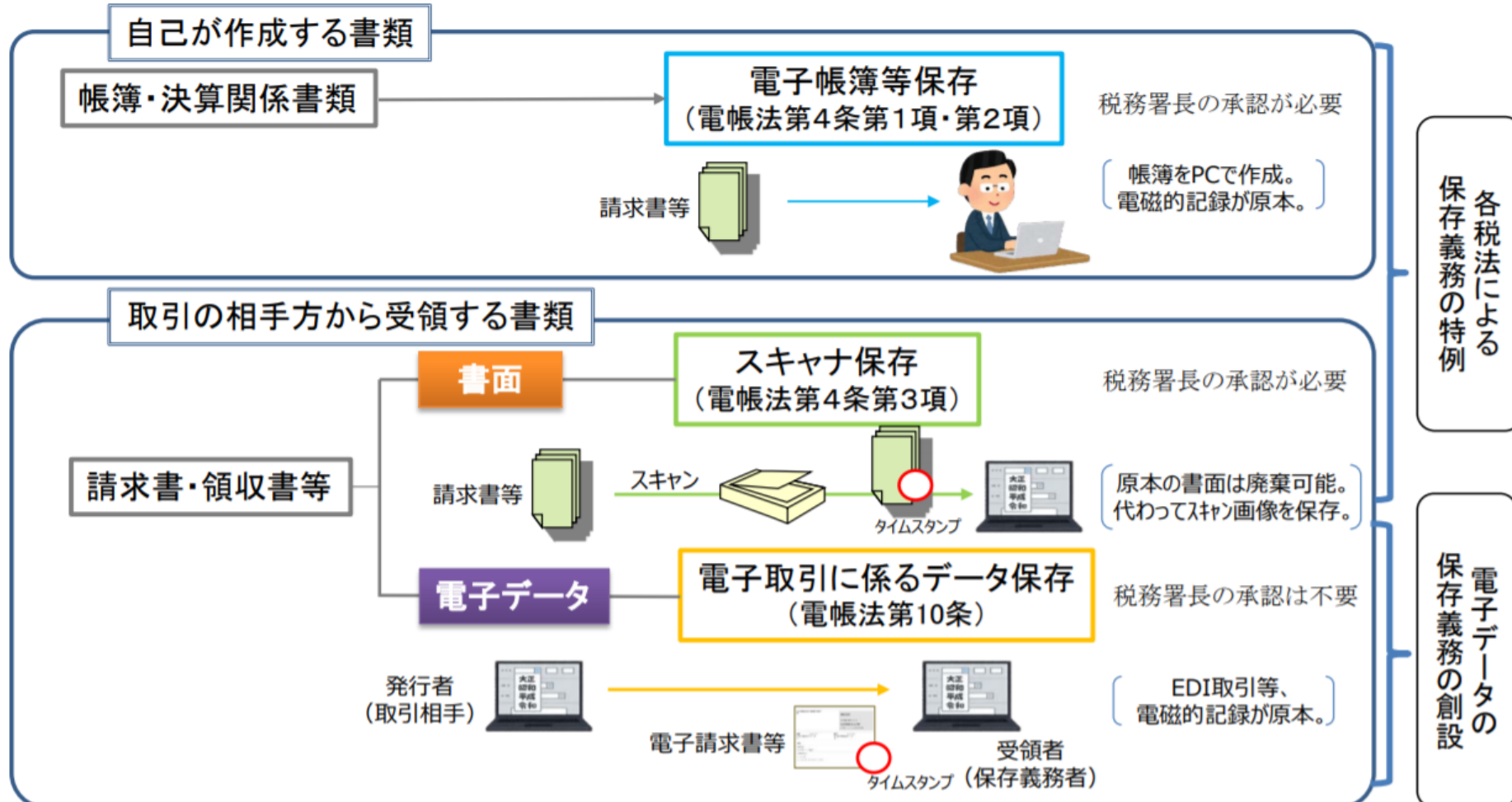
電子取引に係るデータ保存制度(保存義務創設)

- 電子取引を行った場合に電子取引に係る取引情報を電磁的記録に記録

(注：上記の外、電子計算機マイクロフィルムによる保存制度がある。)

電子帳簿保存法における国税関係帳簿書類の保存の類型

- 電子帳簿保存法は、納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度。改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点からの要件が設けられており、このため、より事後検証可能性の高い、信頼性の高いものとなっている。
- 電子帳簿等保存とスキャナ保存については、各税法に定める帳簿等保存義務の特例として一定の要件の下で承認に基づきデータによる保存を認めるものである一方、電子取引に係るデータについては電帳法において保存義務を創設。
- なお、電子帳簿等保存とスキャナ保存については、承認制によりその適用に係る予見可能性や法的安定性を確保。



(出典：2020.10.16税制調査会財務省資料)

電子帳簿等・スキャナ・電子取引に係るデータ保存

○「電子帳簿等保存制度」「スキャナ保存制度」「電子取引に係るデータ保存制度」は、納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度。ただし、改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点から、保存方法等について、真実性・可視性の確保に係る一定の要件を設けている。

・電子帳簿等保存制度

帳簿(仕訳帳等)及び国税関係書類(決算関係書類等)のうち、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているものについては、一定の要件の下で、電磁的記録等による保存等が可能(平成10年度税制改正で創設)。

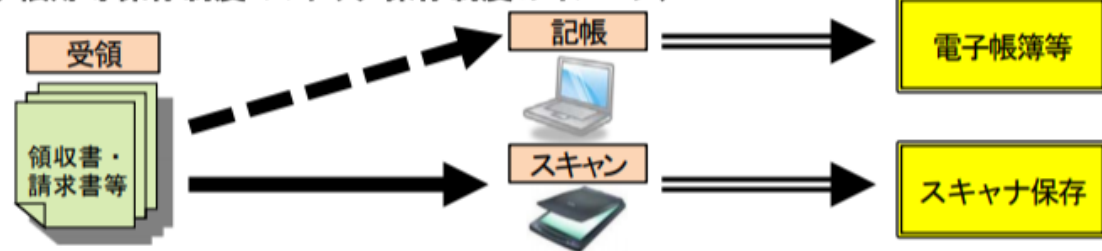
・スキャナ保存制度

決算関係書類を除く国税関係書類(取引の相手方から受領した領収書・請求書等)については、一定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、当該書類の保存に代えることが可能(平成17年度税制改正で創設)。

・電子取引に係るデータ保存制度

所得税(源泉徴収に係る所得税を除く。)及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、一定の要件の下、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない(平成10年度税制改正で創設)。

(電子帳簿等保存制度・スキャナ保存制度のイメージ)



平成28年度改正：スキャナ保存制度の要件緩和

(スマホ等による社外における読取りを認容等)

令和元年度改正：スキャナ保存制度の対象拡大

(平成31年度改正) (一定の要件の下、書類の種類ごとに1回に限り、過去の重要書類のスキャナ保存を可能化)

令和2年度改正：電子取引に係るデータ保存制度の要件緩和

(ユーザーが自由にデータを改変できないシステム等を利用している場合のタイムスタンプ不要化等)

【令和3年度改正】：電子帳簿等保存制度及びスキャナ保存制度の承認制度の廃止

電子帳簿等保存制度の見直し

(最低限の要件による電子保存の可能化、優良な電子帳簿に係る加算税の軽減措置の創設)

スキャナ保存制度等の見直し

(紙の原本チェックを要する要件を不要化、タイムスタンプ付与期間の制限を可能化、

検索機能の確保の要件を緩和、電磁的記録に係る重加算税の加重措置の創設)

主な要件

○ 真実性の確保

- ・訂正・加除履歴の確保
- ・帳簿間での記録事項の相互関連性の確保

○ 可視性の確保

- ・見読可能装置の備付け
- ・システム関係書類の備付け
- ・検索機能の確保

○ 真実性の確保

- ・入力期間の制限
- ・一定水準以上の解像度及びカラー画像での読取り
(一般書類は、グレースケール可)
- ・タイムスタンプ付与期間の制限
- ・バージョン管理
(訂正・削除の事実及び内容の確認)

○ 可視性の確保

- ・帳簿との相互関連性の確保
- ・見読可能装置の備付け
- ・システム関係書類の備付け
- ・検索機能の確保

電子帳簿保存制度の利用状況

	納税者数 (A)	承認件数 (B)	(B)/(A)	事業者の売上高	電子で帳簿作成を している事業者の 割合(注5)
大企業法人 (注1)	3.3万社	2.4万件	72.7%	1億円超	87.6%
中小企業法人 (注2)	309.9万社	14.8万件	4.8%	5千万超	71.8%
個人事業者 (注3)	525.1万人	6.2万件	1.2%	1千万超	59.4%
				1千万以下	48.7%
				自営業主に占める「雇用的 自営等」の割合(注5)	41.5%

(出典)2020.10.16税制調査会資料より作成。

(注1) 国税局所管法人(原則として資本金1億円以上の法人及び外国法人等)

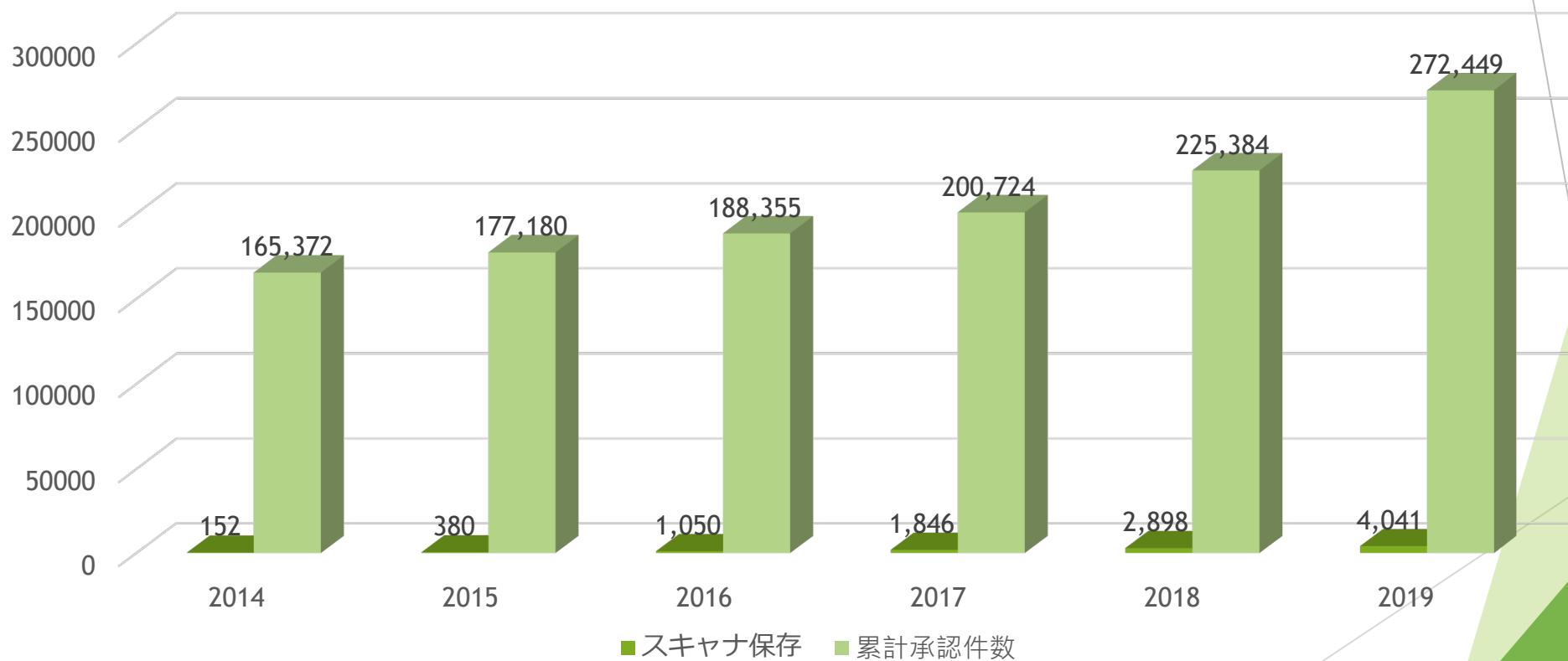
(注2) 税務署所管法人

(注3) 令和元年分所得税確定申告における事業者数及び不動産所得者数

(注4) 承認件数は、各事務年度末の累計承認件数。1社で複数件の承認が行われることもあることに留意。

(注5) 2020.10.7税制調査会日本商工会議所資料を基に作成。

電子帳簿保存承認件数の推移



(出典：国税庁統計年報により作成)

2. 電子帳簿等保存制度

電子帳簿等保存制度[帳簿]の保存要件(改正前)

事前承認制

訂正・削除・追加履歴の確保	帳簿間の相互関連性確保	システムの開発関係書類等の備付け	見読可能装置の備付	検索機能の確保
---------------	-------------	------------------	-----------	---------

電子帳簿等保存制度[帳簿]の保存要件(自己が一貫して電子で作成) ※改正後は、事前承認制を廃止し、2種類の保存制度に構成!!

優良な電子帳簿

事前届出により加算税軽減				
訂正・削除・追加履歴の確保	帳簿間の相互関連性確保	システムの開発関係書類等の備付け	見読可能装置の備付け	検索機能の確保(取引年月日、金額、取引先に限定)

注；一定の国税関係帳簿（青色申告者、消費税事業者の備付ける帳簿)の保存を行う者については過少申告加算税を5%軽減する。

※令4.1.1以後に法定申告期限等が到来する国税から適用

それ以外の電子帳簿

事前手続なし		
システムの開発関係書類等の備付け	見読可能装置の備付け	税務調査でダウンロードの求めに応じる

注；正規の簿記の原則の原則に従って記録されるものに限る。

※令4.1.1以後に備付け開始する帳簿、保存を行う書類から適用。

「それ以外の電子帳簿」の保存対象帳簿

国税関係帳簿（各税法により保存等しなければならない帳簿）

所得税法・法人税法の規定による帳簿【対象外】

正規の簿記の原則に従い整然かつ明瞭に記録されているもの

優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置

優良な電子帳簿について、あらかじめその旨の届出書を提出した一定の国税関係帳簿（個人・法人の青色申告者、消費税事業者の備付ける帳簿）の保存を行う者については、過少申告加算税を5%軽減することが新たに規定された（新法8④）。

「それ以外の電子帳簿」として備付け及び保存に代えている国税関係帳簿（新法8④）

であって、

修正申告等の起因となる事項に係る所得税、法人税及び消費税に関する帳簿(新規則5①)

のうち

あらかじめ、これらの帳簿に係る電磁的記録に記録された事項に関し修正申告等があった場合には新法8④の適用を受ける旨の届出書を提出している場合におけるその帳簿 (新規則5①)

上記の帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存が、

国税の納税義務の適正な履行に資するものとして、訂正・削除・追加履歴の確保、帳簿間の相互関連性確保、検索機能の確保の保存要件を満たしている場合で(新規則5⑤一)

課税期間の初日以後（政令2）引き続き要件を満たして保存が行われているものに修正申告等があった場合 ⇒ 過少申告加算税を5%軽減

電子帳簿等保存制度の保存要件

自己がコンピュータを使用して作成する帳簿書類が対象
 現行は事前(備付け又は保存開始の3月前)に税務署長の承認が必要

要件	改正前		改正後		
	帳簿	書類	優良な電子帳簿	それ以外の電子帳簿	書類
電磁的記録の訂正・削除・追加の事実及び内容を確認することができる電子計算機処理システムの使用	○		○		
帳簿間での記録事項の相互関連性の確保	○		○		
システムの開発関係書類等の備付け	○	○	○	○	○
見読可能装置の備付け等	○	○	○	○	○
検索機能の確保	○	○	○		
税務調査でダウンロード応じる				○	○
税務署長の承認	○	○			

注：1優良な電子帳簿について一定の国税関係帳簿（青色申告者、消費税事業者の備付ける帳簿）の保存を行う者で事前に届出を提出した者については過少申告加算税が5%軽減される。

2改正後の検索機能は検索項目を取引年月日、金額、取引先に限定。税務調査でダウンロードの求めに応じる場合には範囲指定・項目組合せ機能を不要。

3それ以外の電子帳簿は正規の簿記の原則に従って記録されるものに限る。

電磁的記録の訂正・削除・追加の履歴の確保

- ▶ 国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること
- ▶ 国税関係帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行った場合には、その事実を確認することができること
- ▶ これらの要件を満たす電子計算機処理システムを使用すること(新規則5⑤一イ)
- ▶ この要件により、訂正、削除等の痕跡が残らないという電子文書の脆弱性を補っている。

各帳簿間での記録事項の相互関連性の確保

- ▶ 国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと(新規則5⑤一口)
- ▶ 例えば、入力データに一連番号等の情報を付して、その番号によって各帳簿の相互の記録事項が関連したものであることについて辿っていくことができるようにしておくなどの方法が、この要件を満たすものとして取り扱われている(取扱通達4-9)

電子計算機処理システムの開発関係書類等の備付け

- ▶ 国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、次に掲げる書類の備付けを行うこと。(新規則2②一)
- ▶ ただし、その帳簿に係る電子計算機処理に他の者が開発したプログラムを使用する場合にはイ及びロに掲げる書類は除かれ、その帳簿に係る電子計算機処理を他の者に委託している場合にはハに掲げる書類は除かれる。
- ▶ イ 電子計算機処理システムの概要を記載した書類
- ▶ ロ 電子計算機処理システムの開発に際して作成した書類
- ▶ ハ 電子計算機処理システムの操作説明書
- ▶ ニ 電子計算機処理並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類（電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書並びにその帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類）

見読可能装置の備付け等

- ▶ 電子化文書は、ディスプレイに表示等の措置を講じないと可視性・可読性に欠けることから、見読可能装置の備付けが要件とされている
- ▶ 具体的には、電磁的記録の備付・保存する場所に電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備付け
- ▶ 電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと
(新規則2②二)

検索機能の確保

- 電子化文書は紙文書に対し一覧性が劣ることから、検索機能を保存要件とし、容易に記録事項の検索をすることができることを要件としている(新規則5⑤一ハ)
- 具体的には、
 - イ 取引年月日、取引金額及び取引先 (改正前:取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目) (「記録項目」)を検索の条件として設定することができること
 - ロ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること
 - ハ 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができることの要件を満たしていなければならない

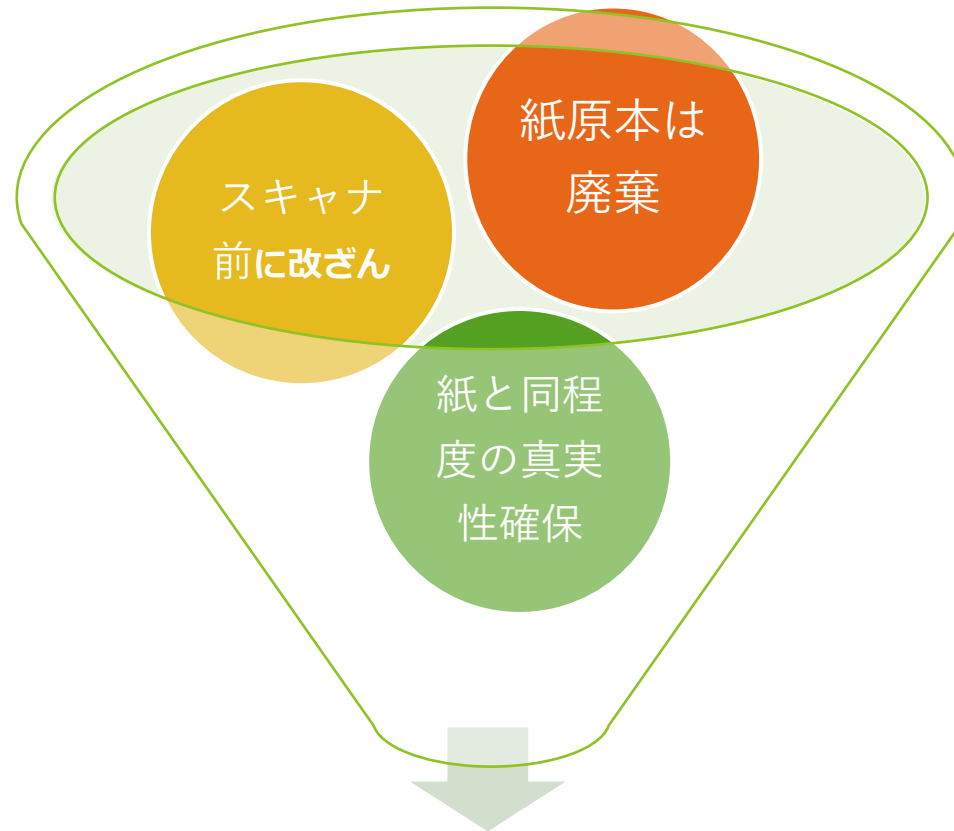
注：保存義務者が国税に関する法律の規定による国税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることが出来るようにしている場合には、上記のロ及びハの要件は保存要件から除かれている(新規則5⑤一柱書)

税務調査でダウンロードの求めに応じる要件 (新規則2②三)

- ▶ 国税に関する法律の規定による国税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることが出来るようにしておくこと。
- ▶ ただし、保存義務者が「優良な電子帳簿」の要件(新規則5⑤一に定める要件)にしたがってその電磁的記録の備付け及び保存を行っている場合には、このダウンロードの求めに応じる要件は除かれる(新規則2②かっこ書き)。

3. スキャナ保存制度

スキャナ保存制度の考え方



保存義務者の
負担軽減

適正公平な課税確保のため真実性、可視性を確保できる要件の下スキャナ保存制度を構築

スキャナ保存の要件の考え方

- ▶ スキャナ保存の承認を受けることにより、電磁的記録の保存をもって書類での保存に代えることができることから、一定の場合を除いて、定期的な検査の終了後、その書類について破棄することができる（改正後は事前承認制、定期的な検査は廃止されたので、スキャナ保存後に破棄可能。）
- ▶ スキャナで読み取る前の紙段階で改ざんされた場合には、紙質、筆圧等の情報が消失し、不正把握の重要な端緒が消失してしまい、改ざんの発見が困難になる
- ▶ したがって、まず入口として税額算出のために最も基本的書類である帳簿や決算関係書類を対象から外し、対象書類を重要書類と一般書類に区分し、入力期限の制限等の真実性の確保のための要件や見読可能性装置の備付等の可視性の確保のための要件に軽重を付けて保存要件を課している
- ▶ 法的証拠能力が紙文書に比べると劣る電子化文書について、これらの要件を確実に実行することにより、紙と同等の真正性が確保される
- ▶ 適正公平な課税を確保するため、真実性・可視性を確保できる要件の下、スキャナ保存制度が認められている。

国税関係書類のスキャナ保存制度の主な保存要件

取引相手から受け取った書類又は自己が作成して交付した書類の写しが対象
 事前(保存開始の3月前)に税務署長の承認が必要

要件	重要書類	一般書類	改正後
入力期間の制限(書類の受領等後又は業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに入力)	○		同 左
一定水準以上の解像度及びカラー画像による読み取り(一般書類はグレースケール可)	○	○	同 左
タイムスタンプの付与(書類の受領者がスキャナする場合は署名のうえ3日以内)	○	○	署名廃止、付与は2月以内に(注1)
バージョン管理(訂正又は削除の事実及び内容の確認)	○	○	同 左
入力者等情報の確認	○	○	同 左
適正事務処理要件(相互牽制、定期的な検査、再発防止)	○		廃 止
スキャン文書と帳簿との相互関連性の保持	○	○	同 左
見読可能装置の備付け(一般書類はグレースケール可)	○	○	同 左
システムの開発関係書類等の備付け	○	○	同 左
検索機能の確保	○	○	取引年月日、金額、取引先に限定(注2)
税務署長の承認	○	○	廃 止

改正後注1：タイムスタンプ要件に代えて、データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムの利用を要件とすることができる。

改正後注2：検索要件について、税務調査でダウンロードの求めに応じる場合には範囲指定・項目組合せ機能を不要。

※令4.1.1以後に保存を行う書類から適用。

入力期間の制限①

- ▶ 紙段階の改ざんの可能性を低くするには、改ざんの機会をできるだけ少なくするため、書類の受領等の後できるだけ早く入力することが望まれる。
- ▶ 承認を受けている保存義務者は、次のいずれかの方法により入力し、電磁的記録の保存をしなければならないこととされている(新規則2⑥一)
- ▶ ①早期入力方式 当該国税関係書類に係る記録事項の入力をその作成又は受領後、速やかに行うこと。

【現実的には、休日等をまたいで入力する場合があることも勘案し、7営業日以内に入力することが求められている(取扱通達4-20)】

入力期間の制限②

- ▶ ②業務処理サイクル方式 当該国税関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに行うこと（当該国税関係書類の作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。）

【月をまたいで処理することも通常行われている業務処理サイクルと認められることから、最長2か月の業務処理サイクルであれば、「その業務の処理に係る通常の間」として取り扱うこととされている(取扱通達4-21)】 ⇒最長2か月 + 7営業日

※一般書類については、事務手続を明らかにした書類の備付けにより、適時に入力となる(新規則2⑦)

一般書類とは資金や物の流れに直結・連動しない書類で、例えば見積書、注文書、契約申込書等がある(平成17年長官告示4号)。

タイムスタンプの付与

- ▶ タイムスタンプとは、電子データにタイムスタンプを付すことにより日時情報が付与され、ある時点から電子データが変更等されていないことが確認できている性能を有しているもの⇒時刻認証された真実の時刻によるタイムスタンプで日時の真実性が確保され、付与以降は改ざんがないことを証明できる
- ▶ 作成又は受領後、**速やかに**スキャナで読み取る際には一の入力単位ごとに一定の要件(保存期間中の変更の有無の確認、任意の期間の一括検証)を満たすタイムスタンプを付すこととされ、作成又は受領からタイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合には、その**業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに**その記録事項にタイムスタンプを付すこととしている(新規則2⑥二ロ)。
- ▶ タイムスタンプ要件に代えて、データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムの利用を要件とすることができる(新規則2⑥二柱書)。
- ▶ 改正前は、国税関係書類の作成又は受領をする者がスキャナで読み取る場合には、その者が署名して**特に速やかに(おおむね3営業日以内)タイムスタンプを付さなければならない**(取扱通達4-23・4-23の2)こととされていた。

スキャン文書と帳簿との相互関連性の保持

- ▶ 税務調査に際して、紙の文書と同様の効率的な調査が行えるよう課している要件である
- ▶ スキャナ保存された国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項とその国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと(新規則2⑥四)
- ▶ 例えば、相互に関連する書類及び帳簿の双方に伝票番号、取引案件番号、工事番号等を付し、その番号を指定することで、書類又は国税関係帳簿の記録事項がいずれも確認できるようにする方法等によって、原則として全ての国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と国税関係帳簿の記録事項との関連性を確認することができることをいう(取扱通達4-36)

○書類と帳簿の例

売上に係る契約書⇔売掛金元帳等

領収書⇔経費帳、現金出納帳等

請求書⇔買掛金元帳、仕入帳、経費帳等

領収書控⇔売上帳、現金出納帳等

請求書控⇔売掛金元帳、売上帳、得意先元帳等

4. 電子取引に係るデータ保存制度

電子取引に係るデータ保存制度

所得税・法人税の保存義務者が電子取引を行った場合、その取引情報に係る電磁的記録を一定の要件により電子で保存しなければならない(新法7条)。

注：「電子取引」とは、いわゆるEDI取引、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む。）、インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引等をいう。

改正前は、書面等に出力して保存することも可能であった。

電子取引に係るデータ保存制度の保存要件 (所得税・法人税の保存義務者が電子取引を行った場合)

要 件	改正後
・ 電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付け（自社開発のプログラムを使用する場合に限る。）	同 左
・ 見読可能装置の備付け等	同 左
・ 検索機能の確保（検索項目として取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目を設定）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索項目を取引年月日、金額、取引先に限定。 ・ 税務調査でダウンロードの求めに応じる場合には範囲指定・項目組合せ機能を不要。 ・ 前々事業年度等の売上高1千万円以下の者で税務調査においてダウンロードの求めに応じる場合にはすべての検索要件不要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかの措置を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① タイムスタンプが付された後の授受 ② 授受後遅滞なくタイムスタンプを付す ③ データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用 ④ 訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付け 	<ul style="list-style-type: none"> ① 同 左 ⇒ ② 授受後<u>2月以内</u>にタイムスタンプを付す ③ 同 左 ④ 同 左

※令4.1.1以後に行う電子取引の取引情報から適用。

- ① タイムスタンプが付された後の授受
- ② 記録事項にタイムスタンプを付すこと

① 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項にタイムスタンプが付された後、その取引情報の授受を行うこと（新規則4 ①一）。

② タイムスタンプの付与期間である「遅滞なく」が見直され、以下のいずれかにより、その電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこととされた（新規則4 ①二）。

(イ) 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すことを当該取引情報の授受後、速やかに行うこと。

(ロ) 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すことをその業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに行うこと（当該取引情報の授受から当該記録事項にタイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。）。

③ データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用

③ 次の要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムを使用して、電子取引の取引情報の授受及びその電磁的記録の保存を行うこと(新規則4 ①三)

(イ) その電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

例えば、電磁的記録の記録事項を直接に訂正又は削除を行った場合には、訂正・削除前の記録事項及び訂正・削除の内容について、その電磁的記録又は別の電磁的記録（訂正・削除前の履歴ファイル）に自動的に記録されるシステム等が該当することとなる(取扱通達10-2前段)

(ロ) その電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。
例えば、電磁的記録の記録事項に係る訂正・削除について、物理的にできない仕様とされているシステム等が該当することとなる(取扱通達10-2後段)

⇒この要件は、令和2年10月1日から追加され、請求書等の電子化を推進し、バックオフィスの効率化による企業等の生産性向上を図ることが期待されている。

④ 訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付け

④ 電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、その規程に沿った運用を行い、その電磁的記録の保存に併せてその規程の備付けを行うこと（新規則4 ①四）

例えば、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める内容を含む規程がこれに該当する（取扱通達10-3）

(1) 自らの規程のみによって防止する場合

- 1 データの訂正削除を原則禁止
- 2 業務処理上の都合により、データを訂正又は削除する場合の事務処理手続
- 3 データ管理責任者及び処理責任者の明確化

(2) 取引相手との契約によって防止する場合

- 1 取引相手とデータ訂正等の防止に関する条項を含む契約を行うこと。
- 2 事前に上記契約を行うこと。
- 3 電子取引の種類を問わないこと。

電子インボイスの今後の動向

令和5年10月1日から複数税率に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が始まる。

取引相手が仕入税額控除を行うにはインボイスが必要。インボイスの交付ができるのは登録を受けた適格請求書発行事業者に限られる。

「3万円未満の課税仕入れ」等は一定事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除ができたが、これらの規定は廃止

インボイスの保存対象が拡大、電子インボイスにより業務の効率化が期待される。インボイスの発行事業者、受領者ともに保存する必要。

電帳法の電子取引の取引情報と同様の要件により保存しなければ、仕入税額控除の適用を受けることができない。

5. スキャナ保存・電子取引に係るデータ保存 制度の適正な保存を担保するための措置

スキャナ保存・電子取引に係るデータ保存制度の適正な保存を担保するための措置

保存された電子データに関し申告漏れ等により**重加算税**が課される場合には**10%加算**(※令4.1.1以後に法定申告期限等が到来する国税から適用)

スキャナ保存義務者は改正後の要件を含めた**保存要件を満たさない電子データについても保存義務** (※令4.1.1以後に保存を行う書類から適用。)

電子取引情報の保存義務者が**出力書面の保存をもって電子データの保存に代える措置は廃止** (※令4.1.1以後に行う電子取引の取引情報から適用。)

改正後の要件を含めた保存要件を満たさない電子データについては**国税関係書類等と扱わない**。災害等の場合の宥恕規定有

スキャナ保存・電子取引に係るデータ保存制度の適正な保存を担保するため、電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の加重措置を導入(新法8条5項)(政令4・5条)

スキャナ保存又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し期限後申告等があった場合において、

その税額の計算の基礎となるべき事実を隠蔽し、又は仮装していたところに基づき当該期限後申告等をしてきたときの重加算税の額については、

通常課される重加算税の額に当該期限後申告等に係る重加算税の額の計算の基礎となるべき税額（当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額に限る。）の100分の10に相当する金額を加算した金額とする。

(注)令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用（附則第82条）

消費税に関して電磁的記録の適正な保存を担保するため、電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の加重措置を導入
(新消費税法59条の2)(新消費税法施行令71条の2)

事業者により保存されている電磁的記録に記録された事項に関し期限後申告等があった場合において、

その税額の計算の基礎となるべき事実を隠蔽し、又は仮装していたところに基づき当該期限後申告等をしていたときの重加算税の額については、

通常課される重加算税の額に当該期限後申告等に係る重加算税の額の計算の基礎となるべき税額（当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額に限る。）の100分の10に相当する金額を加算した金額とする。

（注）令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する消費税について適用（附則第12条）

電子帳簿等保存制度に関する加算税の軽減・加重措置

加算税の種類	課税要件	課税割合 (対増差本税)	優良な電子帳簿 に記録された事 項に関して生じ る申告漏れ	スキャナ保存・ 電子取引の取引 情報に係る電磁 的記録に関して 生じる仮装隠蔽
過少申告加算税	期限内申告につ いて、修正告・ 更正があった場 合	<p style="text-align: right;">10%</p> 期限内申告税額と 50万円のいずれか 多い金額を超える 部分 <p style="text-align: right;">15%</p>	過少申告加算税 を5%軽減 ⇒5%・10% 除く重加算税対象 (所得税・法人税・ 消費税)	—
重加算税	仮装隠蔽があっ た場合	過少申告加算税・ 不納付加算税に代 えて <p style="text-align: right;">35%</p> 無申告加算税に代 えて <p style="text-align: right;">40%</p>	—	重加算税を10% 加算 ⇒45%・50% 過去5年以内に無 申告加算税又は重 加算税を課された ことがある場合 更に10%加算 ⇒55%・60%

プロフィール

松崎 啓介（まつざき けいすけ）

松崎啓介税理士事務所 税理士

昭和59年～平成20年 財務省主税局勤務 税法の企画立案に従事

（平成10年～平成20年 電帳法・通則法規等担当）

その後、大月税務署長、東京国税局 調査部特官・統括官、審理官、企画課長、審理課長、個人課税課長、国税庁監督評価官室長、仙台国税局総務部長、金沢国税局長を経て税理士登録。

主な著書に「国税通則法精解」「国税徴収法精解」（大蔵財務協会）、「電子帳簿保存法がこう変わる！～DXが進む経理・税務のポイント」（税務研究会）、「税理2021.4月臨時増刊号 税務手続のデジタル化ーその実務と課題」（ぎょうせい）等がある。